

せいかつ こころえ 生活の心得

この生活の心得は、本校の教育方針に従ってよりよい校風を築きあげるために、もっとも基本的なことを示しました。これらを進んで守って、明るい学校生活の確立に努めることが大切です。

1. 学習について

- (1) 学習は生徒の本分であり、学校生活の中心であるから、積極的かつ活発に行うように努める。
- (2) 授業開始の予鈴がなったら着席し、授業の準備をする。
- (3) 授業は常に自主的・積極的態度でのぞみ、疑問や不明箇所はそのままにしておかず、そのつど説明・理解できるように努力する。
- (4) 教室は常に清潔にし、落ちついた環境で学習活動ができるようにする。
- (5) 授業中の食事、許可のない携帯電話の使用を禁止する。ただし、水分補給については授業担当の教員に許可を得ること。また、飲み物は机上には置かないこと。
- (6) 教室移動は休み時間中に速やかに行う。

2. 特別活動について

- (1) 部・同好会活動に積極的に参加し、心身の調和のとれた個性の伸長を図る。
- (2) 生徒会活動・ホームルーム活動を通して生徒相互の親睦を深め、自主的・実践的な態度の育成に努める。
- (3) 学校行事の運営に参加し、協力してよりよい生活を築くよう努める。

3. 登校・下校について

- (1) 登下校時は制服を着用する。
- (2) 8時45分までに登校しHR教室に入る。
- (3) 下校時刻は17時とし、それ以後の残留は関係職員の許可を得て、監督を必要とする。(18時30分まで)
- (4) 登校後の外出は認めない。ただし、通院などクラス担任が必要と認めた場合は外出許可証を提出し、許可を得る。
- (5) オートバイ・自動車・電動キックボード・ペダル付き電動バイク(モペット、フル電動自転車)等を運転・同乗して登下校することは禁止する。なお、特別な事情での送迎は、保護者等が事前に申し出ること。
- (6) 自転車通学を希望する者は任意保険に加入し、自転車通学許可願を提出すること。また、乗車時はヘルメットの着用を推奨する。
※自転車損害賠償責任保険等への加入が令和元年10月1日から義務化されました。
※令和5年4月1日からすべての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課されました。

4. 欠席・遅刻・早退について

- (1) 連絡については、次のいずれかの方法で連絡すること。
 - ① 欠席等連絡システムまたは電話にて、8時30分までに保護者等が行うこと。また、欠席が数日間続く場合(ウイルス感染等)ややむを得ず生徒本人が欠席連絡する場合は電話にて連絡すること。
 - ② 生徒手帳の諸届欄に記載し、保護者等が捺印のうえクラス担任に届け出る。
- (2) 遅刻した(HRで担任に出席確認をしてもらえなかった)場合は、職員室で遅刻カードに必要事項を記入し、所属学年教員の押印を受け教室まで持参し、教科担任に提出する。

- (3) 早退する場合はクラス担任より早退許可書もらい、自宅まで所持する。帰宅後は自宅に着いたことを学校に連絡するとともに、保護者等に早退許可書の確認・押印をもらい、次に登校する日にクラス担任に提出する。

5. 校内生活一般について

- (1) 校内生活においては互いに人格を尊重し、教職員・来客に対する礼儀をわきまえ、生徒間でも互いに挨拶をかわすように心がける。
- (2) 校内の清潔整頓に努め、公共物は大切に取扱い、破損したり紛失したりしないようにする。万一破損紛失した場合には、速やかに関係職員に届け出る。
- (3) 不必要なものは持ってこないようにする。
- (4) 多額な金品を持ってこない。
- (5) 貴重品については、原則、自己の責任の下で管理する。やむを得ない場合は職員室に預ける。
- (6) 文書や印刷物を提示・配布したりする場合は、文責を明らかにし、関係職員の許可を受ける。
- (7) 学校の施設、用具を使用する場合は事前に関係職員の許可を受ける。

6. 校外生活について

- (1) 風紀上好ましくない飲食店・娯楽施設等には立ち入らないこと。
- (2) 近隣の人々に迷惑をかけること。
- (3) アルバイトは保護者等の承諾を必要とする。青少年保護育成条例及び本校の指導方針に基づき以下の項目を守ること。
- ア 制服着用でのアルバイトは禁止する。
 - イ 未成年者が立ち入れない場所でのアルバイトは禁止する。
 - ウ 危険を伴うアルバイトは禁止する。
 - エ 夜10時以降のアルバイトは禁止する。
- (4) オートバイや自動車の免許を家庭での話し合いの結果（保護者等が承諾して）、取得することになった場合は、以下の学校の指導内容の項目を守ること。
- 取得の際の指導内容
- ア 登下校時の乗車（学校行事、部活動、休日や放課後の登下校等も含む）は禁止する。
 - イ 制服着用による乗車は禁止する。 ※ 免許未取得者が制服で同乗することも禁止する。
 - ウ 取得のために学校を休まない。
 - エ 交通法規を遵守する。
 - オ 任意保険に加入する。

7. 服装・頭髪について

(1) 制服は学校指定のものとする。

① 冬季（11月1日～4月30日）

所定の制服を着用し、登下校の際は常に着用する。

また、登下校時に制服の上に防寒着を着用することを認める。ただし、校内での着用は禁止する。

② 夏季軽装期間（5月1日～10月31日）

青で無地のワイシャツ（半袖でもよい）、白・紺・黒のポロシャツを着用する。

軽装期間中であっても上着（ブレザー）を着用することを認める。ただし、防寒着の着用は禁止する。

注意。夏季軽装期間は気象状況によって早めることもある。※その際は学校が事前周知をする。

・柄もの・青以外のカラーシャツは認めない。

・長期休業中、休・祝日の部活動のための登下校に関しては別途定める。

(2) セーター、ベスト、カーディガン、トレーナーについて

◆冬季の登下校は上着（ブレザー）を着用し、セーター・ベスト・カーディガン・トレーナーのみでの登校は認めない。

(3) サンドルやクロックス等での通学は認めない。

(4) 頭髪について、脱色・染髪・エクステは認めない。

(5) 華やかな装飾（品）は避けること。

(6) 制服以外のものを着用するときは、異装届をクラス担任に届け出て許可を受ける。

8. その他

(1) 校外を問わず、金品の貸し借りや、物品の売買をしない。また、飲酒（ノンアルコールビール等も含む）・喫煙（電子タバコ等も含む）を禁止とし、酒類（ノンアルコールビール等も含む）や喫煙具（ライター、電子タバコ等）を所持することも禁止とする。

(2) いかなる場合でも絶対に暴力をふるってはいけない。

(3) 次の場所については、近隣住民等からの通報が多いため本校生徒の立ち入りを認めない。

本郷公園、大和東小学校前の林の中の階段、本校テニスコート前自販機より奥の敷地。

※ 服装・頭髪が守られていない場合等、校則に違反した者については学校で特別に指導を行う。